

総合特別区域基本方針の一部変更について

〔 令和 3 年 3 月 26 日 〕
〔 閣 議 決 定 案 〕

総合特別区域法（平成23年法律第81号）第7条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、総合特別区域基本方針（平成23年8月15日閣議決定）の一部を次のように変更する。

第一の4を次のように改める。

4 総合特区制度により実現すべき目標

総合特区制度の導入により実現すべき目標は、国際戦略総合特区においては産業の国際競争力の強化、地域活性化総合特区においては地域の活性化である。

これらの目標に資するものとして、地域において取り組んでいる分野としては、例えば以下のようなものが挙げられる。

ア) グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略

(a) 環境・エネルギー関連産業の国際競争力の強化のための拠点形成

(b) 脱炭素社会実現のための再生可能エネルギーの更なる活用、EV・PHV・FCV等の電動車の普及

(c) 循環経済への移行のため、廃棄物の適正処理を図りつつ、レアメタル等の資源について、ライフサイクル全体における循環的な利用と付加価値の最大化を図る取組

イ) ライフ・イノベーションによる健康大国戦略

(a) 今後の経済成長の柱となる医療関連産業の国際競争拠点形成

(b) 医療・介護・福祉が連携して、人口減少・高齢化社会に立ち向かう持続可能な地域システムづくり

(c) 高齢化社会に対応した課題解決型の取組

(d) 世界最高水準の技術を用いた医療の提供に寄与すべく、地域の医療情報データベースを活用した新薬開発・がん治療等臨床試験・予防医療の推進

(e) 我が国の経済成長に資する国内外向けの医薬品・医療機器の更なる開発推進・販路拡大

(f) 要介護（要支援）認定者数の増加に対応した介護ロボットの普及拡大

(g) 年齢や障害などによる労働や行動範囲を制約する身体機能上の制限を補完する生活支援ロボットの開発・普及拡大

ウ) アジア拠点化、国際物流の推進等によるアジア経済戦略

- (a) 日本のアジア拠点化（グローバル企業、高度人材、投資の呼び込み）
 - (b) 先進的な産業・研究開発拠点の形成
 - (c) 国際物流拠点等の国際競争力の強化、コンビナートの集積企業におけるサプライチェーンの多元化・強靱化
 - (d) 船舶からの排気ガス中の SOx・PM の削減のための規制を強化する国際条約に対応した高い環境性能を有する船舶建造への需要
- エ) 観光立国戦略
- (a) 訪日外国人旅行者の受入環境整備
 - (b) エコツーリズムの推進
 - (c) 地域ブランドの構築による地域経済の活性化
 - (d) ウィズコロナの時代における国内需要の喚起、安全で安心な新しい旅のスタイルの確立と普及・定着による国内観光の回復
 - (e) ウィズコロナ・ポストコロナ時代を見据えた、オンラインツーリズム等による地域の魅力的な資源の国内外への情報発信、長期滞在型のワーケーションなど新しい形の観光への取組、付加価値を高めた高品質のコンテンツづくりによる観光消費の拡大、インバウンド需要回復に備えた受入れ基盤の持続的整備
- オ) 農林水産業の地域活性化戦略
- (a) 農業・水産業分野の国際競争力のある成長産業化
 - (b) 森林・林業の再生と中山間地域の保全
 - (c) 農産物等の高付加価値化
 - (d) 地域の農林水産業と連携した農山漁村独自の資源・魅力の発信による交流人口・関係人口の拡大
- カ) まちづくり戦略等
- (a) 防災及び減災機能の充実強化
 - (b) スマートシティの構築による地域における Society5.0 の推進
 - (c) 地方都市における経済生活圏の形成
 - (d) 地方創生 SDGs の実現など持続可能なまちづくりの取組
 - (e) 多様な人材の活躍による地方創生の推進

総合特区制度の事業分野を横断する視点として、Society5.0、SDGs、デジタル化、ウィズコロナ・ポストコロナ等の視点について、各特区がこうした視点を明確に認識・共有しつつ取組を加速化することが必要である。

なお、東日本大震災によって被災した地域や、震災の影響を受けた地域における総合特区制度の運用に当たっては、震災からの復興を十分に考慮した運用を行うこととする。

また、総合特区制度の推進による産業の国際競争力の強化及び地域の活性化は、地方創生に寄与するものであり、総合特区制度の各施策を効率的・効果的に実施するため、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）に基づく地方創生関連施策とのより一層密接な連携を図ることも重要である。

- ① 第一の 4 に記載されている分野のうち、少なくともア) グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略及びイ) ライフ・イノベーション

による健康大国戦略の2つの分野について、国際戦略総合特区又は地域活性化総合特区の指定を受けているもの

② 内閣総理大臣が「環境未来都市」の選定をしたもの

なお、総合特区制度の運用に当たっては、法第8条又は法第31条等に基づく民間等からの提案制度、法第19条又は法第42条に基づく地域協議会（以下「地域協議会」という。）の活用等により、地域の実情に最も精通した住民、NPO、民間企業などの民間主体の知恵や資金、創意工夫が最大限いかされるよう努めるとともに、これらの民間主体が総合特区における取組に主体的に参画できるよう十分配慮することが必要である。その上で、民間主体と地方公共団体との連携の下で立案された実現可能性の高い効果的な計画に対し、国が集中的に支援するものである。その際、類似する政策課題を有する特区や近接する特区等の取組が相乗効果を生むよう、特区間の連携や情報交換等を行うとともに、都市と地方の間で、ヒト・モノ・カネの交流・連携を通じ、地域間の共生を図ることも重要である。

第二の1②中「当該勧告に基づいて講じた措置について報告を求めること等ができる。」の次に次のように加える。

また、内閣府は各地域における活用が円滑に進むよう各府省の支援制度に係る地域への情報提供等の取組を推進するものとする。

第五の3①中「地方創生に関連する予算制度を積極的に活用するものとする。」を「地方創生推進交付金など地方創生に関連する予算制度を積極的に活用するものとする。」に改め、「また、認定後も、毎年度、同様の手続を行うこととする。」の次に次のように加える。

なお、内閣府は各地域における活用が円滑に進むよう各府省の支援制度に係る地域への情報提供等の取組を推進するものとする。

第六の3を次のように改める。

3 施行状況を踏まえた総合特区の指定

総合特区の指定については、総合特区の指定状況及び取組の終了状況等を踏まえ、「選択と集中」の観点から必要に応じて検討を行い、措置を講ずるものとする。

別表1中「経産A001」を別紙1のように改める。

別表3に別紙2のように加える。

別紙 1

番号	経産A001
特定国際戦略事業の名称	工場等新增設促進事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項、第4条の2第1項及び第2項 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「地域未来投資促進法」という。）第9条第1項、第10条第1項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	工場立地法第4条の規定に基づき、国は一定規模以上の製造業等に係る工場又は事業場（特定工場）が工場立地を行う際に遵守すべき生産施設面積率、緑地面積率及び環境施設面積率等についての準則を公表するものとする。 また、同法第4条の2第1項又は第2項の規定に基づき、市町村（特別区も含む。）は、当該市町村の区域のうちに、国により公表された準則によるよりも他の準則によることとすることが適切であると認められる区域があるときは、その区域における緑地面積率等について、国の基準の範囲内で、条例で、公表された準則に代えて適用すべき準則を定めることができる。 さらに、同法の特例措置として、地域未来投資促進法第9条第1項及び第10条第1項の規定に基づき、同法に規定する一定の条件を満たす市町村は、緑地面積率等について、条例で、国の基準の範囲内において、工場立地法の規定により定められた準則に代えて適用すべき準則を定めることができる。
特例措置の内容	指定地方公共団体が、特定国際戦略事業として工場等新增設促進事業を定めた国際戦略総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、当該認定を受けた指定地方公共団体（市町村に限る）は、緑地面積率等について、条例で、現行制度（工場立地法及び地域未来投資促進法）の下で定められている準則に代えて適用すべき準則を定めることができるものとする。
同意の要件	工場立地法の趣旨も踏まえ、最低限の環境の保全を図りつつ工場立地が適正に行われることが見込まれる計画となっていること。
特例措置に伴い必要となる 手続	特になし。

別紙 2

事項名	規制改革の実施内容	規制改革を実施する法令等	実施時期	所管省庁
医療資源が少ない地域等におけるオンライン診療料の算定について	医療資源が少ない地域等に所在する保険医療機関又はへき地医療拠点病院において、当該保険医療機関で専門的な医療を提供する観点から、オンライン診療料の施設基準を満たすものとして届け出た他の保険医療機関の医師が継続的な対面診療を行っている場合は、医師の判断により当該他の保険医療機関内においてオンライン診療を行ってもよいこととする。	健康保険法（大正 11 年法律第 70 号） 診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）	令和 2 年 4 月 1 日施行 (措置済)	厚生労働省
航空機部品等の譲渡手続の規制緩和	免税で輸入した航空機部分品等を免税のまま航空会社に譲渡するには、譲渡前に、関税暫定措置法に定める用途外使用に該当しない旨の届出を都度行わなくてはならなかったが、対象となる譲渡品の授受者・譲渡の理由等について事前に税関に届け出ることにより、都度の事前届出を不要とする。	関税暫定措置法基本通達 10-1（令和 2 年 3 月 31 日財関第 415 号）	令和 2 年 4 月 1 日施行 (措置済)	財務省

総合特別区域基本方針の一部変更について 新旧対照表

(下線：変更部分)

変 更 案	現 行 (令和2年3月31日最終改正)
<p>総合特別区域基本方針</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">平成23年8月15日閣議決定 (略) 令和2年3月31日一部変更 令和3年3月 日一部変更</p> </div> <p>第一 総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進の意義及び目標に関する事項</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 総合特区制度により実現すべき目標</p> <p>総合特区制度の導入により実現すべき目標は、国際戦略総合特区においては産業の国際競争力の強化、地域活性化総合特区においては地域の活性化である。</p> <p>これらの目標に資するものとして、地域において取り組んでいる分野としては、例えば以下のようなものが挙げられる。</p> <p>ア) グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略</p> <p>(a) 環境・エネルギー関連産業の国際競争力の強化のための拠点形成</p> <p>(b) <u>脱炭素社会実現のための再生可能エネルギーの更なる活用、EV・</u></p>	<p>総合特別区域基本方針</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">平成23年8月15日閣議決定 (略) 令和2年3月31日一部変更</p> </div> <p>第一 総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進の意義及び目標に関する事項</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 総合特区制度により実現すべき目標</p> <p>総合特区制度の導入により実現すべき目標は、国際戦略総合特区においては産業の国際競争力の強化、地域活性化総合特区においては地域の活性化である。</p> <p>これらの目標に資するものとして、地域において取り組んでいる分野としては、例えば以下のようなものが挙げられる。</p> <p>ア) グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略</p> <p>(a) 環境・エネルギー関連産業の国際競争力の強化のための拠点形成</p> <p>(b) <u>再生可能エネルギーの増大、次世代交通機関の普及</u></p>

変 更 案	現 行（令和2年3月31日最終改正）
<p><u>PHV・FCV等の電動車の普及</u></p> <p>(c) <u>循環経済への移行のため、廃棄物の適正処理を図りつつ、レアメタル等の資源について、ライフサイクル全体における循環的な利用と付加価値の最大化を図る取組</u></p> <p>イ) <u>ライフ・イノベーションによる健康大国戦略</u></p> <p>(a) 今後の経済成長の柱となる医療関連産業の国際競争拠点形成</p> <p>(b) 医療・介護・福祉が連携して、人口減少・高齢化社会に立ち向かう持続可能な地域システムづくり</p> <p>(c) 高齢化社会に対応した課題解決型の取組</p> <p>(d) <u>世界最高水準の技術を用いた医療の提供に寄与すべく、地域の医療情報データベースを活用した新薬開発・がん治療等臨床試験・予防医療の推進</u></p> <p>(e) <u>我が国の経済成長に資する国内外向けの医薬品・医療機器の更なる開発推進・販路拡大</u></p> <p>(f) <u>要介護（要支援）認定者数の増加に対応した介護ロボットの普及拡大</u></p> <p>(g) <u>年齢や障害などによる労働や行動範囲を制約する身体機能上の制限を補完する生活支援ロボットの開発・普及拡大</u></p> <p>ウ) <u>アジア拠点化、国際物流の推進等によるアジア経済戦略</u></p> <p>(a) 日本のアジア拠点化（グローバル企業、高度人材、投資の呼び込み）</p> <p>(b) 先進的な産業・研究開発拠点の形成</p> <p>(c) 国際物流拠点等の国際競争力の強化、<u>コンビナートの集積企業におけるサプライチェーンの多元化・強靱化</u></p> <p>(d) <u>船舶からの排気ガス中のSOx・PMの削減のための規制を強化する</u></p>	<p>(c) <u>国家戦略としての資源リサイクル</u></p> <p>イ) <u>ライフ・イノベーションによる健康大国戦略</u></p> <p>(a) 今後の経済成長の柱となる医療関連産業の国際競争拠点形成</p> <p>(b) 医療・介護・福祉が連携して、人口減少・高齢化社会に立ち向かう持続可能な地域システムづくり</p> <p>(c) 高齢化社会に対応した課題解決型の取組</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>ウ) <u>アジア拠点化、国際物流の推進等によるアジア経済戦略</u></p> <p>(a) 日本のアジア拠点化（グローバル企業、高度人材、投資の呼び込み）</p> <p>(b) 先進的な産業・研究開発拠点の形成</p> <p>(c) 国際物流拠点等の国際競争力の強化、サプライチェーンの <u>効率化</u></p> <p>(d) <u>コンテンツ等の「クリエイティブ産業」の対外発信</u></p>

変更案	現行（令和2年3月31日最終改正）
<p style="text-align: center;"><u>国際条約に対応した高い環境性能を有する船舶建造への需要</u></p> <p>エ) 観光立国戦略</p> <p>(a) 訪日外国人旅行者の受入環境整備</p> <p>(b) エコツーリズムの推進</p> <p>(c) 地域ブランドの構築による地域経済の活性化</p> <p><u>(d) ウィズコロナの時代における国内需要の喚起、安全で安心な新しい旅のスタイルの確立と普及・定着による国内観光の回復</u></p> <p><u>(e) ウィズコロナ・ポストコロナ時代を見据えた、オンラインツーリズム等による地域の魅力的な資源の国内外への情報発信、長期滞在型のワーケーションなど新しい形の観光への取組、付加価値を高めた高品質のコンテンツづくりによる観光消費の拡大、インバウンド需要回復に備えた受入れ基盤の持続的整備</u></p> <p>オ) 農林水産業の地域活性化戦略</p> <p>(a) 農業・水産業分野の国際競争力のある成長産業化</p> <p>(b) 森林・林業の再生と中山間地域の保全</p> <p>(c) 農産物等の高付加価値化</p> <p><u>(d) 地域の農林水産業と連携した農山漁村独自の資源・魅力の発信による交流人口・関係人口の拡大</u></p> <p>カ) まちづくり戦略等</p> <p>(a) 防災及び減災機能の充実強化</p> <p>(b) スマートシティの構築 <u>による地域における Society5.0 の推進</u></p> <p>(c) 地方都市における経済生活圏の形成</p> <p><u>(d) 地方創生 SDGs の実現など持続可能なまちづくりの取組</u></p> <p><u>(e) 多様な人材の活躍による地方創生の推進</u></p>	<p>エ) 観光立国戦略</p> <p>(a) 訪日外国人旅行者の受入環境整備</p> <p>(b) 着地型観光の推進</p> <p>(c) 地域ブランドの構築による地域経済の活性化</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>オ) 農林水産業の地域活性化戦略</p> <p>(a) 農業・水産業分野の国際競争力のある成長産業化</p> <p>(b) 森林・林業の再生と中山間地域の保全</p> <p>(c) 農産物等の高付加価値化</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>カ) まちづくり戦略等</p> <p>(a) 防災及び減災機能の充実強化</p> <p>(b) スマートシティの構築</p> <p>(c) 地方都市における経済生活圏の形成</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

変 更 案	現 行（令和2年3月31日最終改正）
<p>総合特区制度の事業分野を横断する視点として、<u>Society5.0、SDGs、デジタル化、ウィズコロナ・ポストコロナ等の視点について、各特区がこうした視点を明確に認識・共有しつつ取組を加速化することが必要である。</u></p> <p>なお、東日本大震災によって被災した地域や、震災の影響を受けた地域における総合特区制度の運用に当たっては、震災からの復興を十分に考慮した運用を行うこととする。</p> <p>また、総合特区制度の推進による産業の国際競争力の強化及び地域の活性化は、地方創生に寄与するものであり、<u>総合特区制度の各施策を効率的・効果的に実施するため、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づく地方創生関連施策とのより一層密接な連携を図ることも重要である。</u></p> <p>（略）</p> <p>①・② （略）</p> <p>第二 総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針</p> <p>1 政府における推進体制</p> <p>① （略）</p>	<p><u>（新設）</u></p> <p>なお、東日本大震災によって被災した地域や、震災の影響を受けた地域における総合特区制度の運用に当たっては、震災からの復興を十分に考慮した運用を行うこととする。</p> <p>また、総合特区制度の推進による産業の国際競争力の強化及び地域の活性化は、地方創生に寄与するものであり、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づく地方創生関連施策との密接な連携を図ることも重要である。</p> <p>（略）</p> <p>①・② （略）</p> <p>第二 総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針</p> <p>1 政府における推進体制</p> <p>① （略）</p>

変 更 案	現 行（令和2年3月31日最終改正）
<p>② 内閣府及び各省庁の連携</p> <p>総合特区制度の推進に当たっては、内閣府において、規制の特例措置等の提案の受付、本方針の変更その他の本部に関する事務、総合特区の指定、総合特区推進方針の策定、国と地方の協議会の庶務、総合特区計画の認定その他の法に基づき内閣総理大臣が行う指定、認定等に関する事務を行う。</p> <p>関係府省は、内閣府と緊密に連携し、地域の責任ある戦略に基づく取組が実現するよう、地域からの提案の実現に向け、最大限努力するものとする。</p> <p>内閣府は、関係府省の施策間の総合的な調整を図るものとする。特に、内閣府設置法第9条に基づき設置された内閣府特命担当大臣は、同法第12条に基づき、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができるほか、勧告し、当該勧告に基づいて講じた措置について報告を求めること等ができる。また、<u>内閣府は各地域における活用が円滑に進むよう各府省の支援制度に係る地域への情報提供等の取組を推進するものとする。</u></p> <p>また、総合特区制度の推進に関連し、各地域の実情に応じた課題の把握や相談への対応等については、地域ブロックごとに設けられた地方連絡室等とも連携して行うものとする。</p> <p>③ （略）</p> <p>2～6 （略）</p> <p>第三・第四 （略）</p> <p>第五 総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推</p>	<p>② 内閣府及び各省庁の連携</p> <p>総合特区制度の推進に当たっては、内閣府において、規制の特例措置等の提案の受付、本方針の変更その他の本部に関する事務、総合特区の指定、総合特区推進方針の策定、国と地方の協議会の庶務、総合特区計画の認定その他の法に基づき内閣総理大臣が行う指定、認定等に関する事務を行う。</p> <p>関係府省は、内閣府と緊密に連携し、地域の責任ある戦略に基づく取組が実現するよう、地域からの提案の実現に向け、最大限努力するものとする。</p> <p>内閣府は、関係府省の施策間の総合的な調整を図るものとする。特に、内閣府設置法第9条に基づき設置された内閣府特命担当大臣は、同法第12条に基づき、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができるほか、勧告し、当該勧告に基づいて講じた措置について報告を求めること等ができる。</p> <p>また、総合特区制度の推進に関連し、各地域の実情に応じた課題の把握や相談への対応等については、地域ブロックごとに設けられた地方連絡室等とも連携して行うものとする。</p> <p>③ （略）</p> <p>2～6 （略）</p> <p>第三・第四 （略）</p> <p>第五 総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推</p>

変 更 案	現 行（令和2年3月31日最終改正）
<p data-bbox="174 215 763 247">進に関し政府が講ずべき措置についての計画</p> <p data-bbox="94 319 277 351">1～2 （略）</p> <p data-bbox="94 419 618 451">3 総合特区における財政上の支援措置</p> <p data-bbox="109 521 1106 604">総合特区における財政上の支援措置は、予算の範囲内で、以下により実施する。</p> <p data-bbox="109 673 669 705">①関係府省の予算制度を活用した支援措置</p> <p data-bbox="109 726 1106 1062">関係府省は、認定総合特区計画に盛り込まれた事業に関し、所管する予算制度（総合特区推進調整費を除く。）を活用して、重点的に財政支援を行うものとする。特に、地方創生推進の観点から、<u>地方創生推進交付金など</u>地方創生に関連する予算制度を積極的に活用するものとする。指定地方公共団体は、総合特区計画の認定申請に当たり、国と地方の協議会における協議の結果を踏まえ、認定申請書に記載した事業ごとの支援措置の要望の一覧を併せて内閣府に提出するものとする。</p> <p data-bbox="109 1083 1106 1265">内閣府は、総合特区計画の認定手続と併行し、提出された要望内容を関係府省に伝達し、関係府省は、所管する予算制度の活用による要望への対応方針を決定し、内閣府に報告する。内閣府は、関係府省から提出された対応方針を取りまとめるものとする。</p> <p data-bbox="147 1286 893 1318">また、認定後も、毎年度、同様の手続を行うこととする。</p> <p data-bbox="109 1339 1106 1420">なお、<u>内閣府は各地域における活用が円滑に進むよう各府省の支援制度に係る地域への情報提供等の取組を推進するものとする。</u></p>	<p data-bbox="1214 215 1803 247">進に関し政府が講ずべき措置についての計画</p> <p data-bbox="1137 319 1321 351">1～2 （略）</p> <p data-bbox="1137 419 1662 451">3 総合特区における財政上の支援措置</p> <p data-bbox="1144 521 2150 604">総合特区における財政上の支援措置は、予算の範囲内で、以下により実施する。</p> <p data-bbox="1144 673 1704 705">①関係府省の予算制度を活用した支援措置</p> <p data-bbox="1144 726 2150 1062">関係府省は、認定総合特区計画に盛り込まれた事業に関し、所管する予算制度（総合特区推進調整費を除く。）を活用して、重点的に財政支援を行うものとする。特に、地方創生推進の観点から、地方創生に関連する予算制度を積極的に活用するものとする。指定地方公共団体は、総合特区計画の認定申請に当たり、国と地方の協議会における協議の結果を踏まえ、認定申請書に記載した事業ごとの支援措置の要望の一覧を併せて内閣府に提出するものとする。</p> <p data-bbox="1144 1083 2150 1265">内閣府は、総合特区計画の認定手続と併行し、提出された要望内容を関係府省に伝達し、関係府省は、所管する予算制度の活用による要望への対応方針を決定し、内閣府に報告する。内閣府は、関係府省から提出された対応方針を取りまとめるものとする。</p> <p data-bbox="1182 1286 1928 1318">また、認定後も、毎年度、同様の手続を行うこととする。</p>

変 更 案	現 行（令和2年3月31日最終改正）
<p>②（略）</p> <p>4・5（略）</p> <p>第六 その他総合特区における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進に関し必要な事項</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 施行状況 <u>を踏まえた総合特区の指定</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p>総合特区の指定については、総合特区の指定状況及び取組の終了状況等を踏まえ、「選択と集中」の観点から必要に応じて検討を行い、措置を講ずるものとする。</p>	<p>②（略）</p> <p>4・5（略）</p> <p>第六 その他総合特区における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進に関し必要な事項</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 施行状況 <u>の検討等</u></p> <p><u>令和2年度までに、総合特区制度の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>また、総合特区の指定については、総合特区の指定状況及び取組の終了状況等を踏まえ、「選択と集中」の観点から必要に応じて検討を行い、措置を講ずるものとする。</u></p>

変 更 案		現 行（令和2年3月31日最終改正）	
別表1（国際戦略総合特区において活用することができる規制の特例措置）		別表1（国際戦略総合特区において活用することができる規制の特例措置）	
番号	経産A001	番号	経産A001
特定国際戦略事業の名称	工場等新增設促進事業	特定国際戦略事業の名称	工場等新增設促進事業
措置区分	法律	措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項、第4条の2第1項及び第2項 <u>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「地域未来投資促進法」という。）第9条第1項、第10条第1項</u>	特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項、第4条の2第1項及び第2項 <u>企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「地域産業集積形成法」という。）第10条第1項、第11条第1項</u>
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	工場立地法第4条の規定に基づき、国は一定規模以上の製造業等に係る工場又は事業場（特定工場）が工場立地を行う際に遵守すべき生産施設面積率、緑地面積率及び環境施設面積率等についての準則を公表するものとする。 また、同法第4条の2第1項又は第2項の規定に基づき、 <u>市町村（特別区も含む。）は、当該市町村の区域のうちに、</u> 国により公表された準則によるよりも他の準則によることとすることが適切であると認められる区域があるときは、その区域における緑地面積率等について、国の基準の範囲内で、条例で、公表された準則に代えて適用すべき準則を定めることができる。	特例措置を講ずべき法令等の現行規定	工場立地法第4条の規定に基づき、国は一定規模以上の製造業等に係る工場又は事業場（特定工場）が工場立地を行う際に遵守すべき生産施設面積率、緑地面積率及び環境施設面積率等についての準則を公表するものとする。 また、同法第4条の2第1項又は第2項の規定に基づき、 <u>都道府県又は市は、当該都道府県内の町村の区域又は当該市の区域のうちに、</u> 国により公表された準則によるよりも他の準則によることとすることが適切であると認められる区域があるときは、その区域における緑地面積率等について、国の基準の範囲内で、条例で、公表された準則に代えて適用すべき準則を定めることができる。

変 更 案		現 行（令和2年3月31日最終改正）	
	さらに、同法の特例措置として、 <u>地域未来投資促進法第9条第1項及び第10条第1項</u> の規定に基づき、同法に規定する一定の条件を満たす市町村は、緑地面積率等について、条例で、国の基準の範囲内において、工場立地法の規定により定められた準則に代えて適用すべき準則を定めることができる。		さらに、同法の特例措置として、 <u>地域産業集積形成法第10条</u> の規定に基づき、同法に規定する一定の条件を満たす市町村は、緑地面積率等について、条例で、国の基準の範囲内において、工場立地法の規定により定められた準則に代えて適用すべき準則を定めることができる。
特例措置の内容	指定地方公共団体が、特定国際戦略事業として工場等新增設促進事業を定めた国際戦略総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、当該認定を受けた指定地方公共団体（市町村に限る）は、緑地面積率等について、条例で、現行制度（工場立地法及び <u>地域未来投資促進法</u> ）の下で定められている準則に代えて適用すべき準則を定めることができるものとする。	特例措置の内容	指定地方公共団体が、特定国際戦略事業として工場等新增設促進事業を定めた国際戦略総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、当該認定を受けた指定地方公共団体（市町村に限る）は、緑地面積率等について、条例で、現行制度（工場立地法及び <u>地域産業集積形成法</u> ）の下で定められている準則に代えて適用すべき準則を定めることができるものとする。
同意の要件	工場立地法の趣旨も踏まえ、最低限の環境の保全を図りつつ工場立地が適正に行われることが見込まれる計画となっていること。	同意の要件	工場立地法の趣旨も踏まえ、最低限の環境の保全を図りつつ工場立地が適正に行われることが見込まれる計画となっていること。
特例措置に伴い必要となる手続	特になし。	特例措置に伴い必要となる手続	特になし。
別表2（地域活性化総合特区において活用することができる規制の特例措置） （略）		別表2（地域活性化総合特区において活用することができる規制の特例措置） （略）	

変更案

別表3 全国において実施することとされた規制改革

注) 「市町村」には、特別区を含む。

事項名	規制改革の実施内容	規制改革を実施する法令等	実施時期	所管省庁
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>医療資源が少ない地域等におけるオンライン診療料の算定について</u>	<u>医療資源が少ない地域等に所在する保険医療機関又はへき地医療拠点病院において、当該保険医療機関で専門的な医療を提供する観点から、オンライン診療料の施設基準を満たすものとして届け出た他の保険医療機関の医師が継続的な対面診療を行っている場合は、医師の判断により当該他の保険医療機関内においてオンライン診療を行ってもよいこととする。</u>	<u>健康保険法（大正11年法律第70号）診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）</u>	<u>令和2年4月1日施行(措置済)</u>	<u>厚生労働省</u>

現行（令和2年3月31日最終改正）

別表3 全国において実施することとされた規制改革

注) 「市町村」には、特別区を含む。

事項名	規制改革の実施内容	規制改革を実施する法令等	実施時期	所管省庁
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>(新設)</u>				

変 更 案					現 行（令和2年3月31日最終改正）				
事項名	規制改革の実施内容	規制改革を実施する法令等	実施時期	所管省庁	事項名	規制改革の実施内容	規制改革を実施する法令等	実施時期	所管省庁
航空機部品等の譲渡手続の規制緩和	免税で輸入した航空機部分品等を免税のまま航空会社に譲渡するには、譲渡前に、関税暫定措置法に定める用途外使用に該当しない旨の届出を都度行わなくてはならなかったが、対象となる譲渡品の授受者・譲渡の理由等について事前に税関に届け出ることにより、都度の事前届出を不要とする。	関税暫定措置法 基本通達 10-1 (令和2年3月31日財関第 415号)	令和2年4月1日施行(措置済)	財務省	(新設)				